

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

上田市固有の歴史的風致を構成する歴史的建造物のうち指定・登録等の文化財については、これまでも文化財保護法をはじめ、長野県並びに上田市の文化財保護条例に基づき保存・活用に取り組んできた。しかし、上田市には指定・登録等の文化財以外にも歴史的建造物が多数存在しており、歴史的風致の維持向上を図るうえで、これらについても適切な保存・活用が求められる。

このことから、重点区域内において歴史的風致を形成している建造物のうち、歴史的風致の維持向上のために保存を図る必要があると認められる建造物について、歴史まちづくり法第12条第1項に基づき「歴史的風致形成建造物」に指定する。これにより、既往の指定・登録等の文化財及び未指定の歴史的建造物の保存・活用を推進し、上田市固有の歴史的風致の維持向上に寄与する。また、指定した歴史的風致形成建造物が重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物または重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に該当するに至った場合、または、焼失、毀損その他の事由により指定の理由が焼失した場合は、指定を解除する。

2. 歴史的風致形成建造物の指定要件・指定基準

次に示す「指定の要件」及び「指定の基準」を満たす建造物を指定する。

なお、今後も重点区域内において歴史的建造物の調査を行いつつ、その結果により随時、歴史的風致形成建造物の追加指定を行っていく。

【指定の要件】 以下のいずれかに該当するものを対象とする

- ① 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財（建造物）
- ② 長野県文化財保護条例に基づく指定文化財
- ③ 上田市文化財保護条例に基づく指定文化財
- ④ 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物
- ⑤ その他、上田市の歴史的風致の維持向上に寄与する建造物で、市長が必要と認めるもの

【指定の基準】 以下のいずれかに該当するものを指定する

- ① 建造物の形態・意匠または技術上の工夫が優れている建造物
- ② 地域の歴史を把握するうえで重要な建造物
- ③ 歴史的な町並みの構成要素として重要な建造物

ただし、指定にあたっては以下の条件を満たすことが必要である。

- ・ 概ね築50年程度経過しているもの
- ・ 所有者または管理者等により今後当該建造物の適切な維持管理が見込まれるもの
- ・ 所有者の同意が得られているもの

3. 歴史的風致形成建造物の候補

歴史的風致形成建造物の候補は、重点区域内で、「城下町と周辺集落の祭礼・行事にみる歴史的風致」を構成する以下の建造物とする。

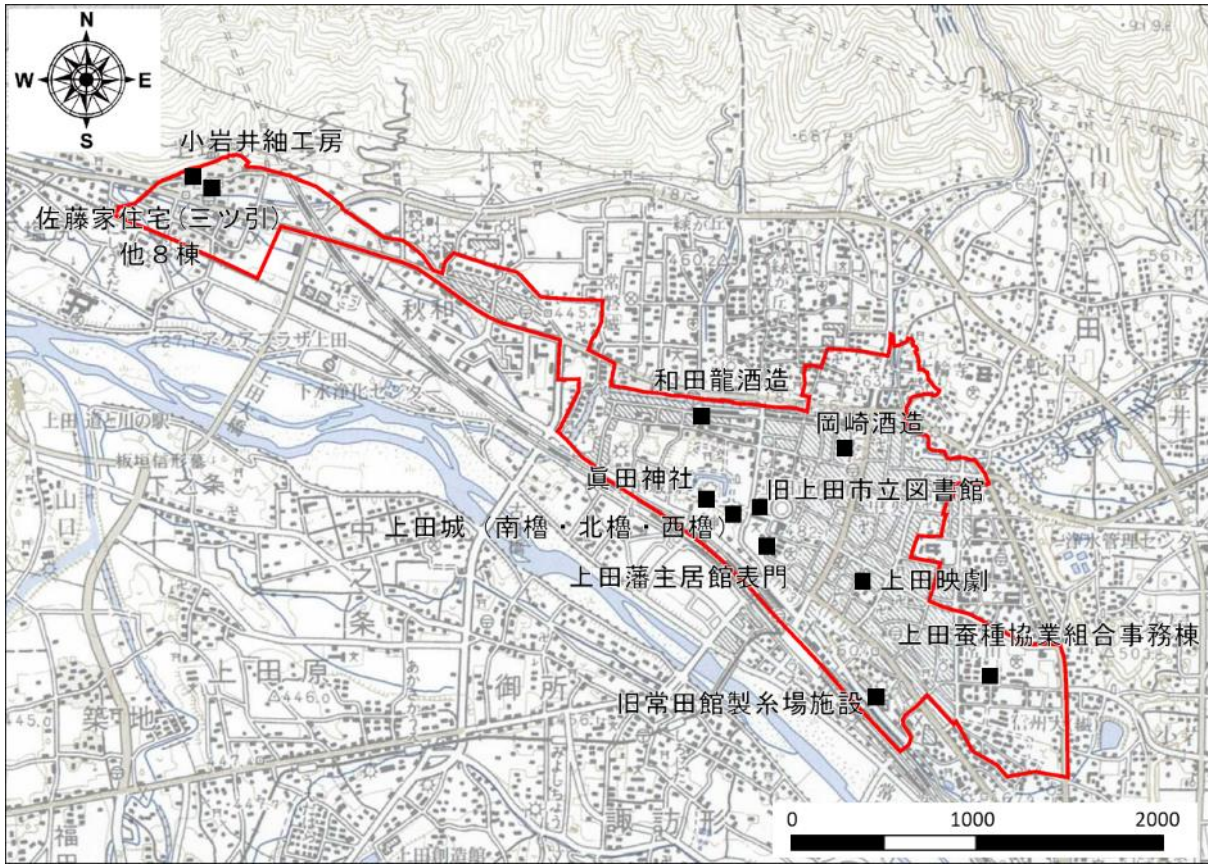
No.	名称 [指定区分等]	写真	所有者	所在地
				築年
1	上田城 (南櫓、北櫓、西櫓) [県宝]		上田市	二の丸
				南櫓・北櫓 昭和24年(1949) 西櫓 元和8年(1622)
2	旧常田館製糸場施設 守衛所 [市指定の有形文化財]		笠原工業株式会社	常田1丁目
				昭和初期
3	旧常田館製糸場施設 事務所棟 [市指定の有形文化財]		笠原工業株式会社	常田1丁目
				大正初期
4	旧常田館製糸場施設 創業者住宅 [市指定の有形文化財]		笠原工業株式会社	常田1丁目
				明治33年ごろ (1900)
5	旧常田館製糸場施設 倉庫 [市指定の有形文化財]		笠原工業株式会社	常田1丁目
				大正初期

※上段が建造物所有者、下段が土地所有者

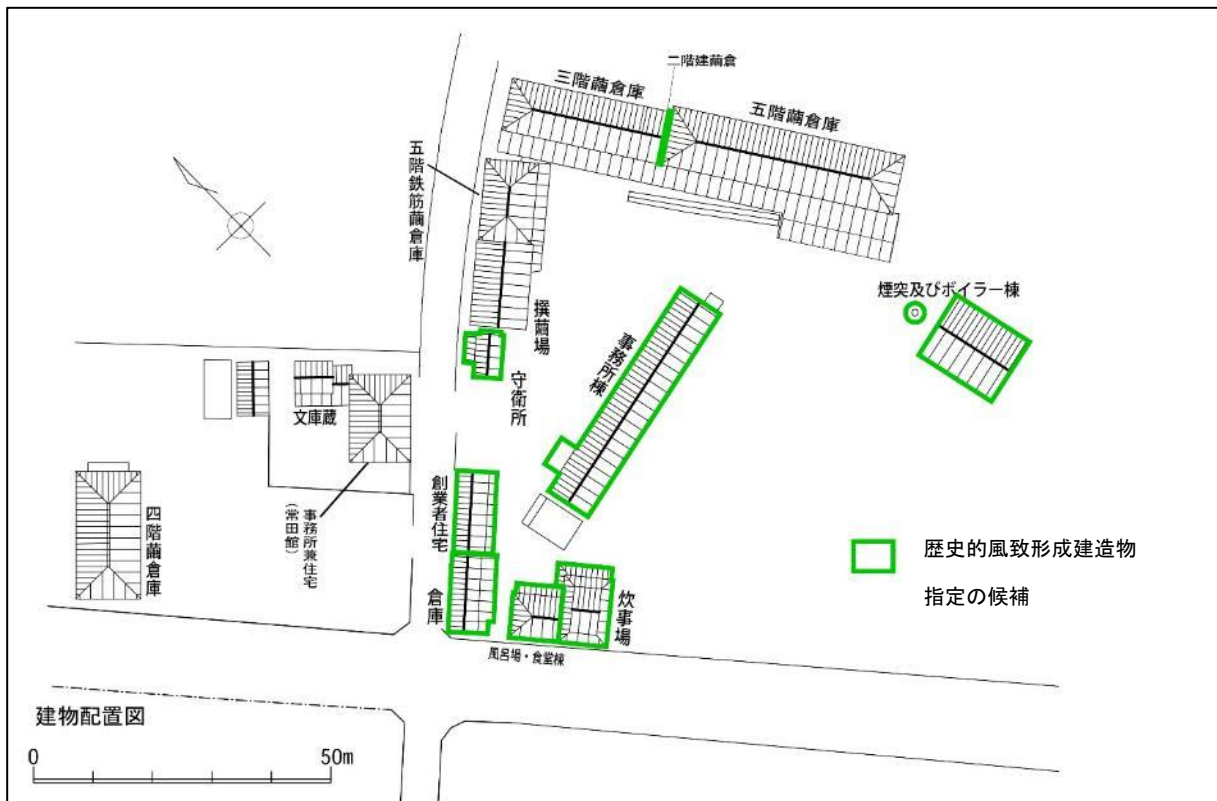
No.	名称 [指定区分等]	写真	所有者	所在地
				築年
6	旧常田館製糸場施設 二階建繭倉 [市指定の有形文化財]		笠原工業株式会社	常田1丁目
				不明
7	旧常田館製糸場施設 風呂場・食堂棟 [市指定の有形文化財]		笠原工業株式会社	常田1丁目
				大正期
8	旧常田館製糸場施設 炊事場 [市指定の有形文化財]		笠原工業株式会社	常田1丁目
				大正期
9	旧常田館製糸場施設 煙突及びボイラー棟 [市指定の有形文化財]		笠原工業株式会社	常田1丁目
				昭和11年 (1935)
10	上田映劇		NPO法人 上田映劇	中央2丁目
			個人	大正6年 (1917)
11	岡崎酒造		個人	中央4丁目
				不明
12	和田龍酒造		個人	中央西1丁目
				不明

No.	名称 [指定区分等]	写真	所有者	所在地
				築年
13	旧上田市立図書館 [市指定の有形文化財]		上田市	大手2丁目
				大正4年 (1915)
14	上田蚕種協業組合 事務棟 [国の登録有形文化財]		上田蚕種 株式会社	常田3丁目
				大正6年 (1917)
15	上田藩主居館表門 [市指定の有形文化財]		長野県	大手1丁目
				寛政2年 (1790)
16	眞田神社		個人	二の丸
				明治12年 (1879)
17	佐藤家住宅(三ツ引) 他8棟 [国の登録有形文化財]		個人	上塩尻
				江戸中期 ～明治期
18	小岩井紬工房		個人	上塩尻
				明治28年 (1895)

各建造物の位置図を次ページに示す。



歴史的風致形成建造物（候補）の位置



旧常田館製糸場施設の拡大図